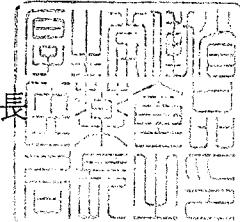




薬食発第 0307001 号
平成 19 年 3 月 7 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長



名称を記載しなければならない医薬部外品の成分の別名等について

成分の名称を記載しなければならない医薬部外品の成分については、薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）第 59 条第 6 号及び第 61 条第 4 号の規定に基づく、「薬事法第 59 条第 6 号及び第 61 条第 4 号の規定に基づき名称を記載しなければならないものとして厚生労働大臣の指定する医薬部外品及び化粧品の成分」（平成 12 年厚生省告示第 332 号。以下「告示」という。）において示しているところである。また、名称を記載しなければならない医薬部外品の成分の別名等については、平成 13 年 3 月 29 日付け医薬発第 270 号厚生労働省医薬局長通知「名称を記載しなければならない医薬部外品の成分の別名等について」（以下「平成 13 年局長通知」という。）により示してきたところである。

今般、「日本薬局方を定める件」（平成 18 年厚生労働省告示第 285 号）をもって、第十五改正日本薬局方が告示され、平成 18 年 4 月 1 日より施行されるとともに、「医薬部外品原料規格 2006 について」（平成 18 年 3 月 31 日付け薬食発第 0331030 号厚生労働省医薬食品局長通知）が発出され、平成 18 年 4 月 1 日より施行されることにより、収載成分名に変更があったことから、名称を記載しなければならない医薬部外品の成分の別名等については下記により取り扱うこととしたので、御了知の上、貴管下関係業者に周知方よろしく御配慮願いたい。

なお、平成 19 年 3 月 7 日をもって、平成 13 年局長通知は廃止する。

記

- 告示に掲げられた医薬部外品の成分（以下「告示成分」という。）のうち、複数の成分が含まれる場合の当該成分例及び成分の名称として別名又は略称を使用することができる事例を別表に示したこと。

なお、I欄（告示名）は告示成分の名称を、II欄（該当成分例）は複数の成分が含まれる場合の告示成分に該当する成分の例を、III欄（別名又は略称）は該当成分例の別名又は略称名を、IV欄（III欄の別名又は略称）はIII欄に掲げた名称の別名又は略称名をそれぞれ示すものであること。

- 2 告示成分のうち別表のI欄に示した成分については、同表のII欄、III欄又はIV欄に掲げた名称で表示することとし、その他の告示成分については、原則として告示されたとおりの名称で表示すること。
- 3 配合されている成分に付随する成分（不純物を含む。）であって、当該製品中にはその効果が発揮されるより少ない量しか含まれないもの（いわゆるキャリーオーバー成分）については、当該成分が告示成分に該当する場合であっても表示の必要はないこと。
- 4 本通知は、平成19年3月7日より適用すること。ただし、平成21年3月7日までの間は、なお従前の例によることができること。

(別表)

I (告示名)	II (該成分例)	III (別名又は略称)	IV (Ⅲ欄の別名又は略称)
4 安息香酸及びその塩類			
	安息香酸	アンナカ	安息香酸塩
	安息香酸ナトリウムカフェイン		
	安息香酸ナトリウム	安息香酸Na	
	安息香酸アルミニウム	安息香酸Al	
6 イソプロピルメチルフェノール	同左	シメン-5-オール	
9 ウンデシレン酸及びその塩類			
	ウンデシレン酸		
	ウンデシレン酸亜鉛		
10 ウンデシレン酸モノエタノールアミド	同左	ウンデシレナミドMEA	
11 エデト酸及びその塩類			
	エデト酸	EDTA	エデト酸
	エデト酸ナトリウム水和物	エチレンジamin四酢酸2Na	エチレンジamin四酢酸2Na
		エデト酸ナトリウム	エデト酸ナトリウム
		エデト酸Na	エデト酸Na
		EDTAナトリウム	EDTAナトリウム
		EDTA-Na	EDTA-Na
	エデト酸二カリウムニ水塩	EDTA-2K	エデト酸二カリウムニ水塩
	エデト酸二ナトリウム	EDTA-2Na	エデト酸二ナトリウム
	エデト酸三ナトリウム	EDTA-3Na	エデト酸三ナトリウム
	エデト酸四ナトリウム	EDTA-4Na	エデト酸四ナトリウム
	エデト酸四ナトリウムニ水塩		エデト酸四ナトリウムニ水塩
	エデト酸四ナトリウム四水塩		エデト酸四ナトリウム四水塩

I (告示名)	II (該当成分例)	III (別名又は略称)	IV (Ⅲ欄の別名又は略称)
12 塩化アルキルトリメチルアンモニウム	同左 塩化アルキル (16, 18) トリメチルアンモニウム 塩化アルキルトリメチルアンモニウム液 塩化アルキル (16, 18) トリメチルアンモニウム液 塩化アルキル (28) トリメチルアンモニウム液	ベヘントリモニウムクロリド 塩化ベニルトリメチルアンモニウム 塩化アルキルジメチルアンモニウム ジステアリルジモニウムクロリド	※本成分については、炭素数の明記を省略して差し支えないこと。
13 塩化ジステアリルジメチルアンモニウム	同左 塩化ジステアリルジメチルアンモニウム末	ステアラルコニウムクロリド	
14 塩化ステアリルジメチルベンジルアンモニウム	同左	ステアラルコニウムクロリド	
15 塩化ステアリルトリメチルアンモニウム	同左 塩化ステアリルトリメチルアンモニウム液	ステアルトリモニウムクロリド セトリモニウムクロリド	
16 塩化セチルトリメチルアンモニウム	同左	セチルトリジニウムクロリド	
17 塩化セチルピリジニウム	同左	ベンザルコニウムクロリド	
18 塩化ベンザルコニウム	同左 塩化ベンザルコニウム液	ベンザルコニウム塩化物 ベンザルコニウム塩化物液	
	濃ベンザルコニウム塩化物液50	濃塩化ベンザルコニウム液50	※本成分については、「塩化ベンザルコニウム液」を使用して差し支えないこと。
19 塩化ベンゼトニウム	同左 塩化ベンゼトニウム液	ベンゼトニウムクロリド ベンゼトニウム塩化物 ベンゼトニウム塩化物液	
20 塩化ラウリルトリメチルアンモニウム	同左 塩化ラウリルトリメチルアンモニウム液	ラウリルトリモニウムクロリド	

I (告示名)	II (該当成分例)	III (別名又は略称)	IV (Ⅲ欄の別名又は略称)
21 塩化リゾチーム	同左	塩酸リゾチーム リゾチーム塩酸塩	
22 塩酸アルキルジアミノエチルグリシン	同左	塩酸アルキルジアミノエチルグリシン液	アルキル (C12-14) ジアミノエチルグリシ ンHCl
23 塩酸クロルヘキシジン	同左		クロルヘキシジン2HCl クロルヘキシジン塩酸塩
26 塩酸ジフェンヒドラミン	同左		ジフェンヒドラミンHCl ジフェンヒドラミン塩酸塩
27 オキシベンゾン	同左		オキシベンゾン-3
28 オルトアミノフェノール及びその硫酸塩	オルトアミノフェノール 硫酸オルトアミノフェノール	アミノフェノール 硫酸アミノフェノール	
29 オルトフェニルフェノール	同左		フェニルフェノール
31 カントリスチンキ	同左		マメハニミヨウエキス
33 グアイアズレンスルホン酸ナトリウム	同左		グアイアズレンスルホン酸Na
34 グルコン酸クロルヘキシジン	同左	グルコン酸クロルヘキシジン液	クロルヘキシジングルコン酸塩液
41 5-クロロ-2-メチル-4-イソチアツリニ-3-オン	同左	メチルクロロイソチアツリオン メチルクロロイソチアツリノン	メチルクロロイソチアツリノン メチルクロロイソチアツリノン
42 酢酸-d1-α-トコフェロール	同左	酢酸トコフェロール 酢酸d1-α-トコフェロール 酢酸D L-α-トコフェロール	ビタミンE酢酸エステル ビタミンE酢酸エステル

I (告示名)	II (該当成分例)	III (別名又は略称)	IV (Ⅲ欄の別名又は略称)
43 酢酸ポリオキシエチレンラノリンアルコール	同左	酢酸ラネスー9 酢酸ラネスー10	
45 酢酸ラノリンアルコール	同左	酢酸ラノリル	
46 サリチル酸及びその塩類	サリチル酸 サリチル酸チタン サリチル酸ナトリウム		サリチル酸塩
50 ジイソプロパノールアミン	同左	DIPA	
51 ジエタノールアミン		DEA	
52 システイン及びその塩酸塩	L-システイン DL-システイン L-システイン(2) DL-システイン(2)	システイン	
55 ジブチルヒドロキシトルエン	同左	BHT	
56 1,3-ジメチロール-5,5-ジメチルヒダン トイン	同左	DMDMヒダントイン	
57 臭化アルキルソキノリニウム	同左	ラウリルソキノリニウムプロミド	
58 臭化セチルトリメチルアンモニウム	同左	セトリモニウムプロミド	
		臭化セチルトリメチルアンモニウム末	

I (告示名)	II (該当成分例)	III (別名又は略称)	IV (Ⅲ欄の別名又は略称)
60 ショウキヨウチンキ	同左 ショウキヨウ	ショウキヨウエキス 生姜 乾生姜	
	ショウキヨウ末	生姜末 乾生姜末	
63 セチル硫酸ナトリウム	同左	セチル硫酸Na	セチル硫酸塩
64 セトステアリアルコール	同左	セテアリアルコール	
65 セラック	同左 精製セラック		
	白色セラック	白セラック	
66 ソルビン酸及びその塩類	ソルビン酸カリウム	ソルビン酸K	ソルビン酸塩
67 チオグリコール酸及びその塩類	チオグリコール酸 チオグリコール酸ナトリウム	チオグリコール酸Na チオグリコール酸Ca	チオグリコール酸塩
	チオグリコール酸カルシウム	チオグリコール酸Mg	
	チオグリコール酸モノエタノールアミン	チオグリコール酸MEA	
	チオグリコール酸アンモニウム	チオグリコール酸Ammonium	
	チオグリコール酸モノエタノールアミン液	チオグリコール酸MEA液	
	チオグリコール酸アンモニウム液	チオグリコール酸Ammonium liquid	
68 チオ乳酸塩類	チオ乳酸アンモニウム	チオ乳酸MEA	チオ乳酸MEA
	チオ乳酸モノエタノールアミン		

I (告示名)	II (該当成分例)	III (別名又は略称)	IV (皿欄の別名又は略称)
70 直鎖型アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	同左	アルキルベンゼンスルホン酸塩	
	ドデシルベンゼンスルホン酸ナトリウム	ドデシルベンゼンスルホン酸Na	ラウリルベンゼンスルホン酸Na
	ドデシルベンゼンスルホン酸ナトリウム液	ドデシルベンゼンスルホン酸Na液	ラウリルベンゼンスルホン酸Na液
72 テヒドロ酢酸及びその塩類	テヒドロ酢酸ナトリウム	テヒドロ酢酸Na	テヒドロ酢酸塩
	同左	ゴムラテックス	
73 天然ゴムラテックス	同左	トウガラシエキス	
74 トウガラシチキンキ	トウガラシ	番椒	
	トウガラシ末	番椒末	
75 d I - α - トコフェロール	同左	トコフェロール ビタミンE	
77 トリイソブロノールアミン	同左	TIPA	
78 トリエタノールアミン	同左	TEA	
79 トリクロサン	同左	トリクロロヒドロキシジフェニルエーテル	
80 トリクロロカルバニリド	同左	トリクロロカルバン	
81 トルエン-2, 5-ジアミン及びその塩類	トルエン-2, 5-ジアミン	トルエン-2, 5-ジアミンHCl	
	塩酸トルエン-2, 5-ジアミン	塩酸トルエン-2, 5-ジアミン	
	硫酸トルエン-2, 5-ジアミン	硫酸トルエン-2, 5-ジアミン	
84 ニトロパラフェニレンジアミン及びその塩類	ニトロパラフェニレンジアミン	ニトロパラフェニレンジアミンHCl	
	塩酸二トロパラフェニレンジアミン	塩酸二トロパラフェニレンジアミン	
	硫酸二トロパラフェニレンジアミン	硫酸二トロパラフェニレンジアミン	
85 ノニル酸ペニリルアミド	同左	ヒドロキシメトキシベンジルノナミド ノナン酸ペニリルアミド	

I (告示名)	II (該当成分例)	III (別名又は略称)	IV (III欄の別名又は略称)
86 パラアミノ安息香酸エステル	パラアミノ安息香酸エチル パラアミノ安息香酸グリセリル	エチルPABA グリセリルPABA	
87 パラアミノオルトクレゾール	同左	5-アミノオルトクレゾール	
88 パラアミノオルトクレゾール及びその硫酸塩	硫酸5-アミノオルトクレゾール	硫酸パラアミノオルトクレゾール	
89 パラアミノフェノール	パラアミノフェノール 硫酸パラアミノフェノール		
90 パラオキシ安息香酸エステル	パラオキシ安息香酸イソブチル パラオキシ安息香酸イソプロピル パラオキシ安息香酸エチル	イソブチルパラベン イソプロピルパラベン エチルパラベン	パラベン
91 パラクロルフェノール	同左	クロロフェノール	
92 パラニトロオルトフェニレンジアミン及びその硫酸塩	パラニトロオルトフェニレンジアミン		
93 パラフェニレンジアミン及びその塩類	硫酸パラニトロオルトフェニレンジアミン	パラフェニレンジアミン	パラフェニレンジアミンHCl
94 パラフェノールスルホン酸亜鉛		塩酸パラフェニレンジアミン	
95 パラメチルアミノフェノール及びその硫酸塩	同左	硫酸パラメチルアミノフェノール	フェノールスルホン酸亜鉛
96 ハロカルバン		同左	クロフルカルバン

I (告示名)	II (該当成分例)	III (別名又は略称)	IV (Ⅲ欄の別名又は略称)
97 ピクラミン酸及びそのナトリウム塩	ピクラミン酸	ピクラミン酸 N a	ピクラミン酸塩
98 N,N'-ビス(4-アミノフェニル)-2,5-ジアミノ-1,4-キノンジミン	ピクラミン酸ナトリウム 同左	バンドロフスキーベース	
101 2-ヒドロキシン-5-ニトロ-2',4'-ジアミノアソベンゼン-5-スルホン酸ナトリウム	同左	クロムブラン RH	
102 2-(2-ヒドロキシ-5-メチルフェニル)ベントリゾール	同左	ドロメトリゾール ヒドロキシメチルフェニルベンゾトリゾール	
105 N-フェニルパラフェニレンジアミン及びその塩類	N-フェニルパラフェニレンジアミン 塩酸N-フェニルパラフェニレンジアミン 酢酸N-フェニルパラフェニレンジアミン	パラアミノジフェニルアミン 塩酸パラアミノジフェニルアミン 酢酸パラアミノジフェニルアミン	パラアミノジフェニルアミン HCl
106 フエノール	同左	石炭酸	
107 ブチルヒドロキシアニソール	同左	BHA	
108 プロビレングリコール	同左	PG	
112 ポリエチレングリコール (平均分子量600以下のものに限る。)	ポリエチレングリコール200 ポリエチレングリコール300 ポリエチレングリコール400 ポリエチレングリコール600	PEG-4 PEG-6 PEG-8 PEG-12	ポリエチレングリコール

I (告示名)	II (該当成分例)	III (別名又は略称)	IV (Ⅲ欄の別名又は略称)
113 ポリオキシエチレンラウリルエーテル硫酸塩類	ポリオキシエチレンラウリルエーテル硫酸トリエタノールアミン ウム	ラウレス硫酸丁エア ラウレス硫酸トリエタノールアミン	ポリオキシエチレンラウリルエーテル硫酸塩 ラウレス硫酸トリエタノールアミン
	ポリオキシエチレンラウリルエーテル硫酸ナトリフォリ	ラウレスー12硫酸N a ラウレスー5硫酸N a ラウレスー7硫酸N a ラウレスー8硫酸N a ラウレス硫酸N a	ポリオキシエチレンラウリルエーテル硫酸塩
	ポリオキシエチレンラウリルエーテル硫酸アンモニウム液	ポリオキシエチレンラウリルエーテル硫酸ジエタノールアミド ノールアミン・ヤシ油脂肪酸ジエタノールアミド 混合物	ポリオキシエチレンラウリルエーテル硫酸D E A・ヤシ油脂肪酸ジエタノールアミド混合物

I (告示名)	II (該当成分例)	III (別名又は略称)	IV (Ⅲ欄の別名又は略称)
114 ポリオキシエチレンラノリン	同左	PEG-5ラノリン PEG-10ラノリン PEG-20ラノリン PEG-24ラノリン PEG-27ラノリン PEG-30ラノリン PEG-35ラノリン PEG-40ラノリン PEG-50ラノリン PEG-55ラノリン PEG-60ラノリン PEG-75ラノリン PEG-85ラノリン PEG-100ラノリン PEG-150ラノリン	
115 ポリオキシエチレンラノンアルコール	同左	ポリオキシエチレンラノンアルコール(2) ラネス-5 ラネス-10 ラネス-15 ラネス-16 ラネス-20 ラネス-25 ラネス-40 ラネス-50 ラネス-60 ラネス-75	

I (告示名)	II (該当成分例)	III (別名又は略称)	IV (Ⅲ欄の別名又は略称)
116 ホルモン	エストラジオール エストロン エチニルエストラジオール 酢酸コルチゾン ジエチルスチリルベストロール ヒドロコルチゾン ブレドニソロン ブレドニン ヘキセストロール		
119 メタフェニレンジアミン及びその塩類		メタフェニレンジアミン 塩酸メタフェニレンジアミン 硫酸メタフェニレンジアミン	メタフェニレンジアミンHC1
120 2-メチル-4-イソチアツリン-3-オノン		同左	メチルイソチアツリンオン メチルイソチアツリノン
		メチルクロロイソチアツリノン・メチルイソチアツリノン液	
N,N'-メチレンビス[N-(3-ヒドロキシオキソ-4-イミダゾリジニル)ウレア]		同左	イミダツリジニルカレア
122 モノエタノールアミン		MEA エタノールアミン	MEA液
		モノエタノールアミン液	

I (告示名)	II (該当成分例)	III (別名又は略称)	IV (三欄の別名又は略称)
123 ラウリル硫酸塩類	ラウリル硫酸トリエタノールアミン ラウリル硫酸ジエタノールアミン ラウリル硫酸モノエタノールアミン ラウリル硫酸ナトリウム ラウリル硫酸カリウム ラウリル硫酸マグネシウム ラウリル硫酸アンモニウム	ラウリル硫酸TEA ラウリル硫酸DEA ラウリル硫酸MEA ラウリル硫酸Na ラウリル硫酸K ラウリル硫酸Mg	ラウリル硫酸塩
124 ラウロイルサルコシンナトリウム	同左	ラウロイルサルコシンNa	ラウロイルサルコシン塩
125 ラノリン	同左 加水ラノリン 精製ラノリン		
127 還元ラノリン	同左	水添ラノリン	
128 硬質ラノリン	同左	ラノリノロウ	
130 水素添加ラノリンアルコール	同左	水添ラノリナルコール	
132 ラノリン脂肪酸ポリエチレングリコール	ラノリン脂肪酸ポリエチレングリコール200 ラノリン脂肪酸ポリエチレングリコール300 ラノリン脂肪酸ポリエチレングリコール400 ラノリン脂肪酸ポリエチレングリコール600 ラノリン脂肪酸ポリエチレングリコール1000	ラノリン脂肪酸P EG-4 ラノリン脂肪酸P EG-6 ラノリン脂肪酸P EG-8 ラノリン脂肪酸P EG-12 ラノリン脂肪酸P EG-20	

I (告示名)	II (該当成分例)	III (別名又は略称)	IV (III欄の別名又は略称)
医薬品等を使用することができるタール色素を定める省令(昭和41年厚生省令第30号)別表第1、別表第2及び別表第3に掲げるタール色素 140 1、別表第2及び別表第3に掲げるタール色素 だいだい201号	赤色2号 だいだい201号	赤2 橙201	赤色2号及び橙201号の別名又は略称と同様の省略

(注意) 1) 140 医薬品等に使用することができるタール色素を定める省令(昭和41年厚生省令第30号)の別表第1、別表第2及び別表第3に掲げるタール色素のうち、アルミニウムレーキ、
バリウムレーキ及びジルコニウムレーキの各レーキ名は省略して差し支えないこと。

(注意) 2) II欄(該当成分例)に掲げている成分で液や末が付記される成分については、液や末を除いた名称を用いて差し支えないこと。
なお、液や末を除いた名称がII欄に掲げられている場合には、その別名等であるIII欄及びIV欄に掲げる名称を用いて差し支えないこと。